

道の駅ウェルネスあらお直売所出荷者会規則

(名称)

第1条 この会は、「道の駅ウェルネスあらお直売所出荷者会」（以下「出荷者会」という）と称する。

(目的)

第2条 出荷者会は、道の駅ウェルネスあらお（以下「道の駅」という。）において、地域の特色を活かした農林水産物や加工品、商業者が製造する商品等（以下「農林水産物等」という。）の安定供給を行い、道の駅の指定管理者（以下「指定管理者」という。）との連携により、道の駅の直売事業の円滑な運営を行うことを目的とする。

(事務所)

第3条 出荷者会は事務所を、道の駅内に置く。

(組織)

第4条 出荷者会には、次の組織を置く。

- (1) 役員会
 - (2) 事務局
- 2 事務局は、指定管理者が第9条に定める役員の助言にもとづき運営する。

(会員)

第5条 道の駅に農林水産物等を出荷する者は、出荷者会の会員として登録しなければならない。

- 2 会員は、荒尾市、熊本県内及び有明海沿岸地域に居住若しくは事業所を置き、自ら生産、加工、製造或いは販売している者とする。ただし指定管理者の承認を得た場合は、この限りではない。
- 3 道の駅の出荷者会規則・規程及び第2条の目的に賛同するものとする。
- 4 会員資格は、原則として譲渡・相続はできないものとする。
- 5 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等）に該当しない者とする。

(入会)

第6条 出荷者会への入会は、次の事項に配慮して事務局で書類審査を行い、指定管理者の承認をもって決定する。

- (1) 農林水産物等の品質向上や安全性確保に積極的に取り組む者とし、不良品の出荷は行わない者であること。
- (2) 自ら生産、加工又は製造或いは販売している者とし、原則として仕入販売等を行わない者であること。
- (3) 会員相互の理解、交流を深め、出荷者会の活動に協調して積極的に参加する者であること。

2 入会金は徴収しない。

(年会費)

第7条 会員は、出荷者会の運営費用として、以下のとおり年会費を支払う。

- (1) 荒尾市居住者 2,000 円
- (2) 荒尾市以外の居住者 3,000 円

2 翌年分の年会費は、事業年度明け速やかに徴収する。また事業年度の中途に入会の場合も年会費は減額しないものとする。

3 再加入者については、当該年度の年会費を再度納入するものとする。

(退会)

第8条 出荷者会から退会する場合、退会届を提出する。年度内での退会でも年会費は返却しない。

(役員)

第9条 出荷者会には、次に掲げる役員を置く。

- (1) 役員 6名程度
- 2 役員は、指定管理者と役員会との協議のうえ決定する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。ただし後任者が選任されるまで在任することができるものとする。

(職務)

第11条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 役員は、出荷計画に対する対策、懸案事項等の提言、違反者に向けた処分の決定などを行う。また出荷者会の予算確認および決算の正常運用について確認を行う。

(報酬)

第 12 条 役員報酬は、指定管理者が定める。

(役員会)

第 13 条 役員会は、指定管理者または役員が召集し、指定管理者および役員により定期的に開催する。また、指定管理者または役員が必要と判断した場合、適宜開催することができる。

2 役員会における議決事項は、次のとおりとする。

- (1) 前年度事業書及び決算書類の承認
- (2) 次年度事業計画及び収支予算書類の承認
- (3) 出荷者に対する処分に関する事項

3 役員会における報告事項は、次のとおりとする。

- (1) 規則等の変更に関する事項
- (2) 役員の人事に関する事項
- (3) 指定管理者との重要な取り決めに関する事項
- (4) その他出荷者会の事業に関し、重要と考えられる事項

(総会)

第 14 条 総会は、指定管理者または役員が召集し、事業年度終了後に開催する。また指定管理者または役員が必要と判断した場合、随時開催することができる。

2 総会における報告事項は、以下のとおりとする。

- (1) 前年度事業報告及び決算報告に関する事項
- (2) 次年度事業計画及び収支予算報告に関する事項
- (3) 規則等の変更に関する事項
- (4) 役員の人事に関する事項
- (5) 指定管理者との重要な取り決めに関する事項
- (6) その他出荷者会の事業に関し、重要と考えられる事項

(座談会)

第 15 条 座談会は出荷者の意見交換の場として、年に 3 回程度開催するものとする。

(オブザーバー)

第 16 条 本会のオブザーバーとして、次の関係機関の担当者が参加することが出来る。

- (1) 荒尾市
- (2) その他本会が必要と認める者

(会計)

第 17 条 出荷者会の収入は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 年会費
- (2) その他

また必要により負担金及び会費を徴収することができる。

2 出荷者会の支出は、次のとおりとする。

- (1) 役員報酬費
- (2) 役員会運営費
- (3) 販売促進費・宣伝費
- (4) 出荷物の検査費用（食品検査、残留農薬検査、材質検査）
- (5) その他事業及び出荷者会の運営に必要な経費

(事業年度)

第 18 条 出荷者会の事業年度は、初年度の準備期間を除き毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(処罰)

第 19 条 本規則及び「道の駅ウェルネスあらお 直売所出荷規程」に違反する者及び指定管理者の指示

に従わない者には、指定管理者が注意書による指導、警告を行うものとする。

- 2 注意書による指導、警告に従わない場合又は是正が認められない場合は出荷者会役員会の決議により、下記の基準をもって除名又は出荷停止などの処分を命ずるものとする。

処罰	処罰内容	注意書累積
除名	永久除名とし再入会も出来ない	注意書 10 枚以上
出荷停止	停止期間無期限とし改善が確認されしだい解除	注意書 5～9 枚迄
勧告	出荷停止前の最後通告	注意書 3～4 枚迄
注意	書面による注意勧告	注意書 1～2 枚迄

(その他)

第 20 条 この規則に記載のない事項については、指定管理者が役員会と協議のうえ真摯に対応するものとする。

附 則

この規則は、令和 8 年 1 月 19 日から施行する